

# 第1回 東京都いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

## 1 日時

平成26年10月3日（金）午後5時30分から午後7時30分まで

## 2 場所

東京都庁第一本庁舎25階 115会議室

## 3 協議

- (1) 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等の取組の現状と課題
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の現状、課題及び改善の方策

## 4 出席者

森田洋司会長、金子一彦会長職務代理者、横山宏委員、武市玲子委員、箕輪泰夫委員、塩澤雄一委員、坂本修一委員、八田野芳孝委員、野中繁委員、朝日滋也委員、徳満哲夫委員、大川武司委員、佐藤正吉委員、實吉幹夫委員、奥村透委員、田谷克裕委員、高山嘉通委員、小笠原彩子委員、正木忠明委員、片岡玲子委員、永見光章委員、伊藤雅子委員

## 5 発言要旨

### (1) 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等の取組の現状と課題

#### ア 公立学校・私立学校の取組等

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進している。特に、挨拶週間、いじめ防止標語作成などを重視して、未然防止に取り組んでいる。
- 個人面談の充実、スクールカウンセラーの活用等、いじめの未然防止に関する取組に力を入れている。
- アンケートにより、いじめの実態を把握した結果、インターネット上の誹謗・中傷に関する事例が増加していることが分かった。都が推進している「ファミリーeルール」の取組を行うとともに、月1回のいじめ調査や、教員による休み時間の観察を通して、いじめの防止等に取り組んでいる。
- いじめ問題解決のため、私立学校の教員等を対象とした各種の研修会を実施している。教育相談を充実させるとともに、子供を対象としたアンケート調査や学級の状況を把握するための調査等を実施している。
- 警察、児童相談所、医療機関、民生・児童委員など、関係機関等との連携の在り方について「学校いじめ防止基本方針」に位置付け、具体的な取組を推進している。
- 子供のコミュニケーション能力の課題に起因する友人間のトラブルなどに対して、教員が障害の特性を踏まえた指導を行い、いじめの防止等に取り組んでいる。

## イ 区市町村教育委員会の取組等

- 校内に教員から見えない場所を作らないことや、校長や教職員が全児童・生徒の名前を覚え、一人一人の状況を把握することなどを通して、いじめ防止のための環境づくりを推進している。  
児童・生徒の自治的な能力を高めるため、各学校の児童会・生徒会の実践を発表し合うシンポジウムの開催を予定している。
- 毎月1回、「心のアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努めている。  
学級担任が一人で抱え込まずに組織的な解決を図るために、いじめ対応マニュアルを作成するとともに、教育委員会にいじめ対応のためのサポートチームを設置して、学校への支援を行っている。  
いじめ防止基本方針の概要版のリーフレットを作成し、各家庭や関係機関に配布している。
- 地域の保健師等が、乳幼児期からの状況を把握していることから、子供の変化に気づきやすく、いじめの防止等に効果を発揮している。  
小・中一貫教育や、就学前からの情報連携の推進により、いじめの防止に努めている。

## ウ 保護者の取組等

- 保護者の立場として、子供が通学している学校では、教員の努力により、いじめ問題への対応が行われている。  
子供間のトラブルはあるが、保護者同士の関係や保護者の先生に対する言動が、子供に影響している面もあると感じている。
- 中学校では、インターネットを介したいじめの問題が増加しており、教育委員会が、夜間から早朝にかけて携帯電話等の使用を禁止する取組を行っている自治体もある。  
家庭の教育力向上に向けて、PTA連合会で研修会を実施する予定である。
- 障害のある子供も、コミュニケーションがうまく図れないことで、いじめに発展することがあるので、教員は、いじめはないと考えず、子供の実態を確実に把握し、対応を行っていただきたい。

## (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の現状、課題及び改善の方策

### ア 関係機関・団体等の取組等

- 弁護士会では、体罰、いじめ、不登校、虐待などの人権問題に関する相談窓口を設けている。  
いじめ防止のデリバリー授業を企画し、依頼のあった小・中学校などにおいて、子供の人権を守る視点から、授業を実施している。
- 小児科医として、いじめを早期に発見することが大切であるとする。一方で、頭痛、腹痛、だるいなどの症状からだけでは、いじめの発見は難しい。何度も外来に来る子が、検査を受けても異常が発見されないため、もしかしたらいじめなどが原因ではないかという事例が多い。
- 臨床心理士は、都内各学校のスクールカウンセラーのほか、子供家庭支援センターなど福祉の現場でも、多く勤務している。  
いじめを行う子供には、家庭環境等が学校生活に影響している状況も多く見られる。

- 保護司は、いじめを行って保護観察処分を受けた少年の保護観察を担当することがある。また、犯罪予防活動を通して、いじめの未然防止に取り組んでいる。

都内に33地区の保護司会があり、それぞれが社会を明るくする運動を推進している。

- 民生委員は、地域によっては、「8・3運動（8時のゴミ出し、3時の買い物時間に子供たちを見守ろうという取組）」を推進している。また、学校と民生・児童委員、関係機関等により協議会を開催し、互いの連携強化を図っている。

家庭の問題が学校に持ち込まれることのないよう、民生委員の役割として、家庭のサポートや子供の見守りなどを行っていききたい。

## イ 東京都各局の取組等

- 生活文化局では、私立学校の取組に対する支援として、私立学校へのスクールカウンセラーの配置に対する補助、各種情報の提供、保護者や学校からの相談対応などを行っている。

いじめ防止対策推進法の施行を受け、「学校いじめ防止基本方針」の策定のための助言や、いじめ相談窓口などの情報提供、私学団体と連携した研修などを実施している。

- 青少年・治安対策本部では、青少年健全育成の一環として、青少年の規範意識の育成を図るなど、いじめの防止等に関わる取組を行っている。平成12年度から、「心の東京革命」を通して、挨拶やルール・マナーの向上に向けての取組を、平成21年度から、インターネットトラブルの相談を受ける事業等を行っている。

- 総務局では、人権尊重に向けての普及、啓発のため、子供の人権問題や相談機関等を掲載した冊子を配布している。また、毎年度、国の法務局人権擁護部と連携し、高校生の「人権メッセージ集」を作成している。

昨年度から、Jリーグの選手による「いじめをなくそう」というメッセージを動画配信している。さらに、今年度は、憲法週間行事の中でいじめを取り上げた映画を上映した。

- 教育庁では、公立学校において、学級担任が一人でいじめ問題を抱え込むことのないようにするため「学校いじめ防止委員会」を設置するとともに、小・中・高等学校では、スクールカウンセラーによる全員面接等の取組を進めている。

それらの取組を実効性のあるものにするためには、関係者間の連携が不可欠である。引き続き、都教育委員会及び各学校の取組に御支援を賜りたい。

## (3) 全体のまとめ

- いじめの防止のための取組がマンネリ化したり形骸化したりしないようにするためには、関係者が常に意識を高くもって、確実な対応を持続していくことが必要である。

また、いじめは、子供の日常生活の場で発生するものであることから、子供たち自身がいじめを解決できるようにするための実践力を身に付けさせる指導を行うことが求められている。

今後とも、いじめ問題の解決はもとより、子供たちの健全な成長のために、学校、家庭、地域、関係機関や団体が連携を強化し、社会全体で取組を推進することが大切である。